

平成 2 6 年 1 月 2 9 日

京都市国民健康保険運営協議会

会 長 様

京都市長 門 川 大 作

平成 2 6 年度京都市国民健康保険事業について（諮問）

京都市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記の事項について、諮問します。

記

○ 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 1 4 万円から 1 6 万円に、
介護納付金賦課額の賦課限度額を 1 2 万円から 1 4 万円に、
それぞれ改定すること

（諮問理由）

国保料については負担の上限額が定められているため、中間所得者層を中心とした限度額に至らない世帯においては、医療費等の増加などにより保険料負担は年々重くなっています。

このような状況のもと、国においては 2 6 年度から保険料賦課額の賦課限度額を引き上げる政令改正が予定されております。本市においても、この層の負担軽減の観点から、政令にあわせて後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 1 4 万円から 1 6 万円に、介護納付金賦課額の賦課限度額を 1 2 万円から 1 4 万円に、それぞれ改定することとしたいと考えております。

以上の理由により、諮問いたします。

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

改正の概要

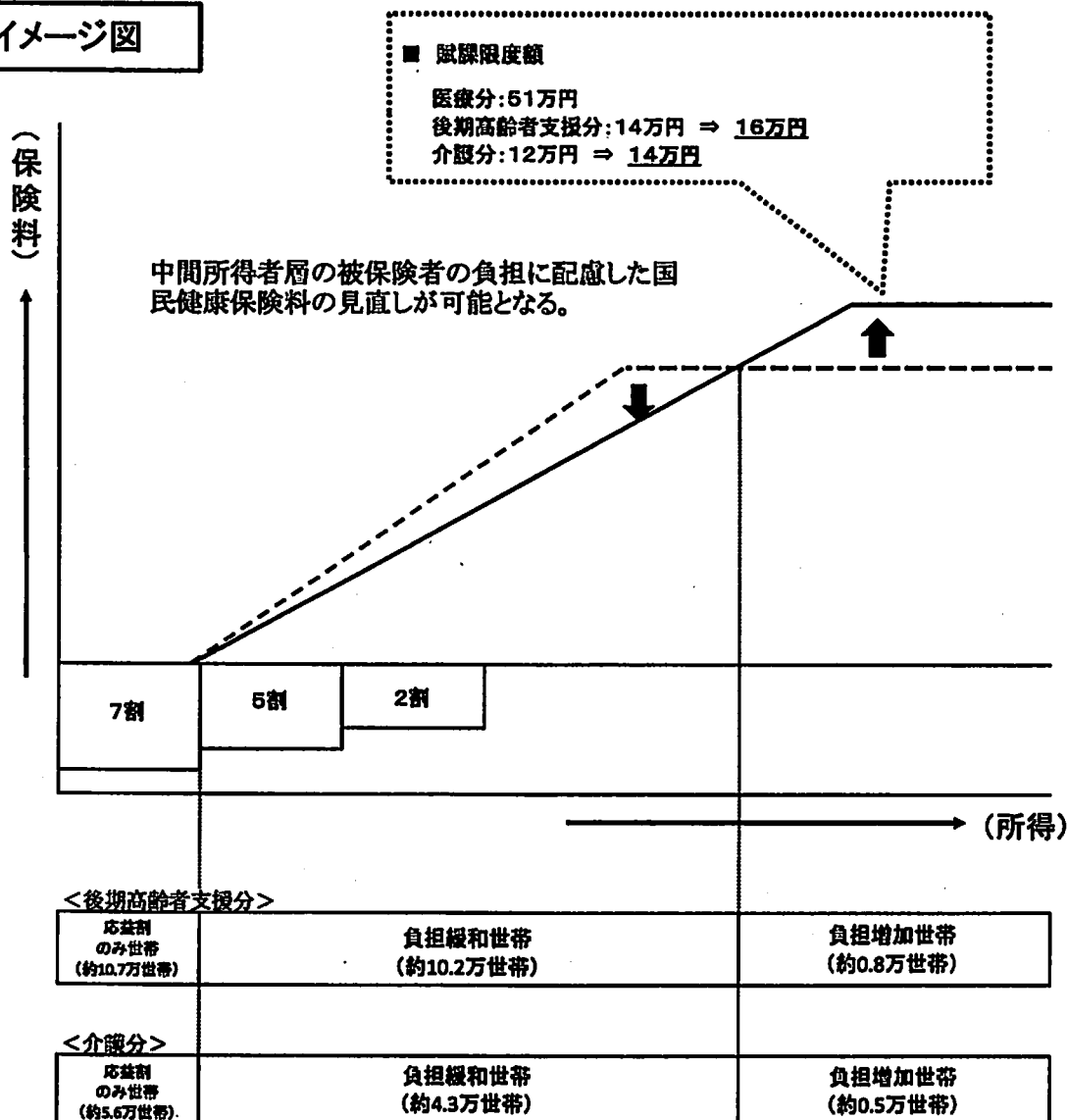
国においては、26年度から後期高齢者支援分保険料の最高限度額を現行の14万円から16万円に、介護分保険料の最高限度額を現行の12万円から14万円とする政令改正が予定されている。

本市においても、中間所得者層の負担軽減の観点から、政令改正に合わせて、後期高齢者支援分保険料の最高限度額を14万円から16万円に、介護分保険料の最高限度額を12万円から14万円に改定することとしたい。(合計77万円→81万円)

賦課限度額（保険料最高限度額）

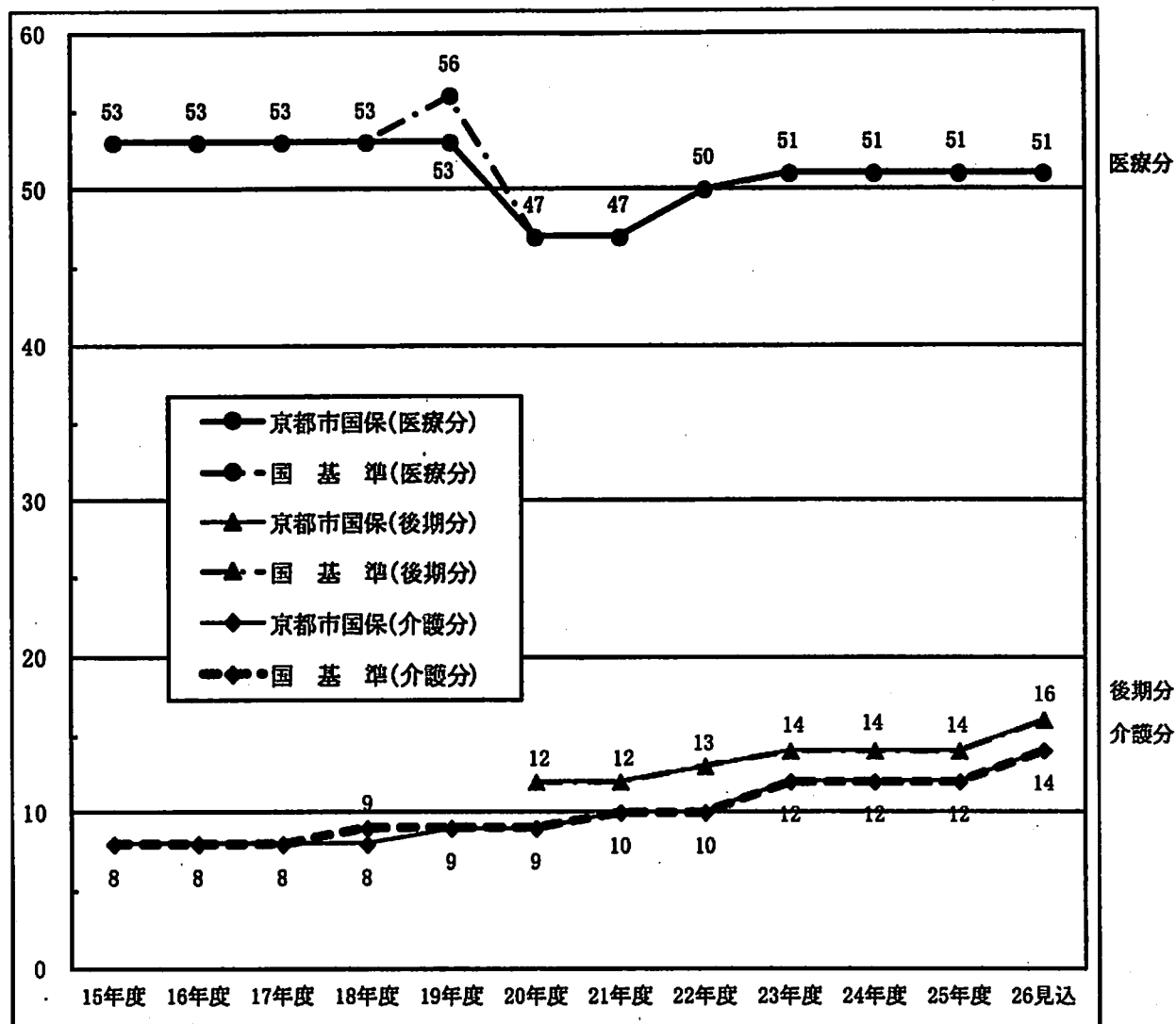
	現行	改定後	増△減
医療分	51万円	51万円	0万円
後期高齢者支援分	14万円	16万円	2万円
介護分	12万円	14万円	2万円
合計	77万円	81万円	4万円

イメージ図



国民健康保険料最高限度額の推移

(単位:万円)



※ 20年度に医療分の最高限度額が下がっている原因は後期分の新設によるものである。

医療分53万円(19年度)⇒医療分+後期分59万円(20年度)